

東能勢小中学校周年記念・学校 PR 動画制作業務委託仕様書

1 業務の名称

東能勢小中学校周年記念・学校 PR 動画制作業務委託

2 業務の目的

- (1) 令和 8 年度から東能勢小中学校が義務教育学校となる前年の令和 7 年度に、東能勢小学校創立が 150 周年及び東能勢中学校 創立 78 周年を迎えます。東能勢小学校と東能勢中学校が刻んだ歴史を振り返り、子ども、保護者、地域のかた、教職員が育んできた東能勢小学校と東能勢中学校への愛着を、新たにスタートする(仮称) とよの東学園の未来につなげることを目的とする。
- (2) 学校の歴史、取組、子どもたちの様子がわかる周年記念・学校 PR 動画を作成し、周年記念事業セレモニーで流すことで参加者に学校の様子を知っていただくことを目的とする。
- (3) 豊能町内外にかかわらずよりたくさんの方に周年記念・学校 PR 動画見ていただき、(仮称) とよの東学園の PR ツールとして積極的に活用する。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日 (金) まで

4 委託金額 (上限額)

500,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

- (1) 委託金額には、人件費、謝礼、旅費、消耗品費、賃借料等、資機材の調達費、運搬・設置・撤去作業費、活動支援金、その他業務の履行に必要な一切の経費を含むものとする。
- (2) 受託者から提出された業務完了報告書を「ありがとう東能勢実行委員会～未来 Yeah GO!～」(以下、「実行委員会」という)で受理後、受託者の請求に基づき支払うものとする。
ただし、成果品(動画)全 4 品の内、最初の成果品が納品された際に、受託者から提出された業務中間報告書を実行委員会で受理後、受託者は見積書の金額の 5 分の 2 の請求をすることができ、その請求に基づき支払うものとする。残額の 5 分の 3 の請求は、受託者から提出された業務完了報告書を実行委員会で受理後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

5 業務の内容

以下に掲げる業務に関して、企画段階から創意工夫し、効果的に業務の目的を達成するため、実行委員会と十分に協議・調整等をしながら行うこと。

(1) 企画・撮影

- ア 受託者は、動画の撮影スケジュール・構成・演出等について実行委員会と十分協議・調整等を行うこと。なお、学校行事や授業、日常の様子を撮影を年 10 回以上行い、動画に盛り込むこと。
- イ 受託者は、撮影の際、取材対象者及び取材対象物（管理者）に対し、撮影の目的や成果品がインターネット及び各種イベント等で公開されることを伝え、同意を得た上で撮影の許可を得るものとする。なお、撮影許可の手続き及び交渉については、原則受託者が行うものとする。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、実行委員会は責任を負わない。
- ウ 本業務の実施において、タレント、キャラクター及び音楽等を使用する場合は著作権の処理に留意すること。
- エ 動画作成に使用するデータは、新規撮影を原則とする。ただし、受託者が著作権を有するもの、又は未発表のデータ等について、あらかじめ委託者が認める場合は、この限りではない。
- オ 通常のカメラに加え、ドローン等の最新機器を導入し、魅力ある動画とすること。
- カ 委託者が撮影した動画を編集に使用することについて協議に応じること。

(2) 動画編集

- ア 作成する動画は次のとおりとする。
 - (ア) 周年記念セレモニー等で流す動画で、学校の歴史、学校周辺の地域の環境がわかり、学校の活動や取組の様子がいきいきと描かれ、(仮称) とよの東学園の未来に多くの方が興味を示していただけるような動画 1 本 (10 分程度)
 - (イ) 学校の活動や取組の様子がいきいきと描かれ、(仮称) とよの東学園の未来に多くの方が興味を示し、子どもたちがこの学校に通いたい、保護者がこの学校に子どもを通わせたいと感じていただけるような、わくわくするストーリー性のある長編 (10 分程度) 動画 1 本
 - (ウ) (イ) のダイジェスト版で学校の取組がわかるインパクトのあるコマーシャルのような短編 (2 分程度) 動画 1 本
 - (エ) 契約期間の中間 (令和 6 年 1 2 月 2 5 日) で、周年事業の PR のために (ウ) に準ずる内容の短編 (2 分程度) 動画 1 本
- イ 受託者は、BGM、音声録音、テロップ挿入及び映像編集を行うこと。
- ウ 編集にあたり、社会通念上不快と思われるシーンは使用しないこと。また、児童生徒の名札等の個人情報加工により判別できないようにすること。
- エ 画面縦横比は 16 : 9 を基本とすること。
- オ 映像の解像度はフルハイビジョン以上とすること。ただし、受託者が過去に撮影したデータ等を利用する場合は、この限りではない。
- カ 実行委員会ウェブサイト・SNS・YouTube 等、各種媒体（東能勢小中学校の媒体を含む）での発信が可能な動画形式 (MPEG4 及び WMV) とすること。
- キ 成果品を完成させる前に、受託者は委託者に対し、試写の機会を 2 回以上設けなければならない。各試写の際に委託者は修正等の指摘事項をとりまとめ、受託者に依

頼する。受託者は指摘事項に対し真摯に対応しなければならない。

(3) 成果品、納品

ア 再生用 DVD 1 動画当たり 3 枚

再生用 Blu-ray 1 動画当たり 1 枚

※DVD、Blu-ray に格納する映像は解像度を極力高くすること。

※DVD、Blu-ray は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックを行った証明を提出すること。

※ラベルを印刷し、タイトルなどを印刷した専用ハードケースに収納して納品すること。

イ 非圧縮の各種マスターデータ式（編集前及び編集後）を格納した Blu-ray 1 枚

※本業務に際して撮影したデータ全てを格納し納品すること。BGM、テロップが入っていないデータも含む。

※本業務に際してデザインやイラスト等作成した場合は、そのマスターデータを含む。

※Blu-ray に格納する映像は解像度を極力高くすること。

※Blu-ray は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックを行った証明を提出すること。

ウ 上記 5(2)ア(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)で作成した動画は、完成後すみやかに実行委員会事務局へ納品するものとする。なお、5(2)ア(ア)、(イ)、(ウ)は、最終納品期日は実行委員会が行う周年記念セレモニー実施日（令和7年9月から令和8年3月の間に実施を予定）の1カ月前まで、または契約履行期間の最終日のうち、先に迎える日とする。5(2)ア(エ)は、契約期間の中間（令和7年3月31日）までとする。

(4) その他

各種協議、打合せ等を行った際は、その都度受託者で決定事項の記録を作成し、委託者へ提出すること。

6 著作権等の扱い

- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は全て実行委員会が保有するものとする。
- (2) 作成した映像、デザイン、イラスト等は全て実行委員会に電子データにて納品し、本契約期間終了後においても実行委員会が無償で自由に加工を行い、公表できるものとする。
- (3) 本業務委託により得られる著作物の著作人格権について、受託者は将来に渡りいかなる場合も行使しないものとする。
- (4) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (5) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使

用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

7 その他

- (1) 実行委員会と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打ち合わせを行う。
- (2) 受託者は、本業務の実施を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。ただし、あらかじめ実行委員会の承認を受けたときはこの限りではない。
- (3) 本業務の実施にあたり、受託者単独での業務が困難な場合においては、受託者の有するネットワークを活用の上、業務をサポートできる専門家等と連携し、最大の成果を生み出すように務めることとする。
- (4) 本業務の実施過程で生じた事故や災害等については、大小に関わらず実行委員会へ早急に報告し、指示を仰ぐこと。
- (5) 本仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、実行委員会との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、実行委員会の解釈による。